

農林水産部

調査・測量・設計業務 共通仕様書

新 旧 対 照 表

令和3年度(8月改正)

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
第1編 共通編	第1編 共通編	
第1章 総則	第1章 総則	
第1-1条 【 省 略 】	第1-1条 【 省 略 】	
第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号にさだめるところによる。 (1)～(26) 【 省 略 】 (27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、 <u>記名(署名または押印を含む)したものを有効とする</u> 。緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとする。 (28)～(35) 【 省 略 】	第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号にさだめるところによる。 (1)～(26) 【 省 略 】 (27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、 <u>署名又は押印したものを有効とする</u> 。緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、 <u>後日有効な書面と差し替えるものとする</u> 。 (28)～(35) 【 省 略 】	押印等の見直しに伴う改正
第1-3条～第1-8条 【 省 略 】	第1-3条～第1-8条 【 省 略 】	
第1-9条 照査技術者及び照査の実施 1～4 【 省 略 】 5 照査技術者は、特別仕様書に定める又は照査報告毎に照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において <u>記名(署名または押印を含む)</u> のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書として取りまとめるものとする。 6 【 省 略 】	第1-9条 照査技術者及び照査の実施 1～4 【 省 略 】 5 照査技術者は、特別仕様書に定める又は照査報告毎に照査結果をしようさほうこく書として取りまとめ、照査技術者の責において <u>署名押印</u> のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書として取りまとめるものとする。 6 【 省 略 】	押印等の見直しに伴う改正
第1-10条～第1-43条 【 省 略 】	第1-10条～第1-43条 【 省 略 】	
第2編 農業農村整備事業編	第2編 農業農村整備事業編	
第1章～第3章 【 省 略 】	第1章～第3章 【 省 略 】	
第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験	第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験	
第1節～第5節 【 省 略 】	第1節～第5節 【 省 略 】	
第6節 孔内載荷試験 (<u>プレッシャーメータ試験・ポアホールジャッキ試験</u>)	第6節 孔内載荷試験	試験名の変更
第4-17条～第4-19条 【 省 略 】	第4-17条～第4-19条 【 省 略 】	
第7節～第13節 【 省 略 】	第7節～第13節 【 省 略 】	
第5章 サウンディング	第5章 サウンディング	
第1節～第2節 【 省 略 】	第1節～第2節 【 省 略 】	
第3節 <u>機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験</u>	第3節 <u>オランダ式二重管コーン貫入試験</u>	試験名の変更

新旧対照表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改正後	現 行	備 考
<p>孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p>第1-22条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は <u>JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」</u>によるものとする。</p> <p>2～3 【 省 略 】</p> <p>第1-23条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) 【 省 略 】</p> <p>(4)試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の<u>JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」</u>により整理し提出するものとする。</p> <p>第8節～第12節 【 省 略 】</p> <p>第2章～第5章 【 省 略 】</p>	<p>孔内水平載荷試験（プレッシャーメータ試験）は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p>第1-22条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は <u>JGS1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）</u>によるものとする。</p> <p>2～3 【 省 略 】</p> <p>第1-23条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) 【 省 略 】</p> <p>(4)試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の <u>JGS1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）</u>により整理し提出するものとする。</p> <p>第8節～第12節 【 省 略 】</p> <p>第2章～第5章 【 省 略 】</p>	<p>試験内容の変更</p> <p>試験内容の変更</p> <p>試験内容の変更</p>

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 編 共通編</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1-1 条～第 1-2 条 【 省 略 】</p> <p>第 1-3 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号にさだめるところによる。 (1)～(25) 【 省 略 】 (26) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、<u>記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。</u>緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとする。 (29)～(35) 【 省 略 】</p> <p>第 1-4 条～第 1-41 条 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第 2 編 森林整備保全事業編 【 省 略 】</p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 共通編</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1-1 条～第 1-2 条 【 省 略 】</p> <p>第 1-3 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号にさだめるところによる。 (1)～(25) 【 省 略 】 (26) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は<u>押印したものを有効とする。</u>緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、<u>後日有効な書面と差し替えるものとする。</u> (27)～(33) 【 省 略 】</p> <p>第 1-4 条～第 1-41 条 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第 2 編 森林整備保全事業編 【 省 略 】</p>	<p>押印等の見直しに伴う改正</p>

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】 調査 測量 設計 用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条 【 省 略 】</p> <p>第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号にさだめるところによる。 (1)～(26) 【 省 略 】 (27) 書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、<u>記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</u>緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとする。 (28)～(34) 【 省 略 】</p> <p>第1-3条～第1-7条 【 省 略 】</p> <p>第1-8条 照査技術者及び照査の実施 1～5 【 省 略 】 6 照査技術者は、特別仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において<u>記名（署名または押印を含む）</u>のうえ監理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書として取りまとめるものとする。 7 【 省 略 】</p> <p>第1-9条 担当技術者 1 【 省 略 】 2 担当技術者は、契約図書等<u>に</u>基づき、適正に業務を実施しなければならない。 3 【 省 略 】</p> <p>第1-10条～第1-40条 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3編 森林整備保全事業編</p> <p>第1章 設計業務等一般</p> <p>第1-1条～第1-11条 【 省 略 】</p> <p>第1-12条 環境配慮の条件 1 【 省 略 】 2 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月法律第100号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては、環境への負荷が少ない環境物品等（小径丸太材（間伐材）、製材等（製材、集成材、合板、単板積層材等）及び伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法）の採用に努めるものとし、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材の利用、伐採材の当該施工現場における有効利用に努めるものとする。</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条 【 省 略 】</p> <p>第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号にさだめるところによる。 (1)～(26) 【 省 略 】 (27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、<u>署名又は押印したものを有効とする。</u>緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、<u>後日有効な書面と差し替えるものとする。</u> (28)～(34) 【 省 略 】</p> <p>第1-3条～第1-7条 【 省 略 】</p> <p>第1-8条 照査技術者及び照査の実施 1～5 【 省 略 】 6 照査技術者は、特別仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において署名押印のうえ監理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書として取りまとめるものとする。 7 【 省 略 】</p> <p>第1-9条 担当技術者 1 【 省 略 】 2 担当技術者は、契約図書等<u>の</u>基づき、適正に業務を実施しなければならない。 3 【 省 略 】</p> <p>第1-10条～第1-40条 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3編 森林整備保全事業編</p> <p>第1章 設計業務等一般</p> <p>第1-1条～第1-11条 【 省 略 】</p> <p>第1-12条 環境配慮の条件 1 【 省 略 】 2 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月法律第100号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては、環境への負荷が少ない環境物品等（小径丸太材（間伐材）、製材等（製材、集成材、合板、単板積層材等）及び伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法）の採用に努めるものとし、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材の利用、伐採材の当該施工現場における有効利用に努めるものとする。</p>	<p style="color: red;">押印等の見直しに伴う改正</p> <p style="color: red;">押印等の見直しに伴う改正</p> <p style="color: red;">誤字修正</p>

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>第2-4条 【 省 略 】</p> <p>第2節～第3節 【 省 略 】</p> <p>第3章 【 省 略 】</p> <p>第4章 治山施設点検業務</p> <p>第4-1条 事前調査 <u>受注者</u>は、設計図書に示された範囲に含まれる治山施設について、治山施設台帳等の既存資料から構造物の位置、緒言、保全対象等を調査する。</p> <p>第4-2条 治山施設の位置の確認（外業） 1 <u>受注者</u>は、治山台帳等から把握した治山施設施工位置について、次の事項について確認を行い、錯誤があった場合は、正しい位置を図面に記すものとする。 (1)～(2) 【 省 略 】 2 【 省 略 】</p> <p>第4-3条～第4-4条 【 省 略 】</p> <p>第5章～第7章 【 省 略 】</p>	<p>第2-4条 【 省 略 】</p> <p>第2節～第3節 【 省 略 】</p> <p>第3章 【 省 略 】</p> <p>第4章 治山施設点検業務</p> <p>第4-1条 事前調査 <u>受託者</u>は、設計図書に示された範囲に含まれる治山施設について、治山施設台帳等の既存資料から構造物の位置、緒言、保全対象等を調査する。</p> <p>第4-2条 治山施設の位置の確認（外業） 1 <u>受託者</u>は、治山台帳等から把握した治山施設施工位置について、次の事項について確認を行い、錯誤があった場合は、正しい位置を図面に記すものとする。 (1)～(2) 【 省 略 】 2 【 省 略 】</p> <p>第4-3条～第4-4条 【 省 略 】</p> <p>第5章～第7章 【 省 略 】</p>	<p>「受託者」を「受注者」に変更</p> <p>「受託者」を「受注者」に変更</p>

